

重要

社会科・地理歴史科・公民科の免許状取得を 予定している方へ

社会科・地理歴史科・公民科一種免許状の「各教科の指導法」にかかる科目については、従来、教科毎にそれぞれ修得する必要がありましたが、平成 31 年度以降は「社会科・地理歴史科」、「社会科・公民科」という括りでの開講を予定しています。

※以下「～教育法○」の○は数字等を表しています。

今年度（平成 30 年度）までの「各教科の指導法」にかかる科目

- | | |
|-------------|----------------------|
| 「社会科教育法○」 | →社会科の一種免許状についてのみ有効 |
| 「地理歴史科教育法○」 | →地理歴史科の一種免許状についてのみ有効 |
| 「公民科教育法○」 | →公民科の一種免許状についてのみ有効 |

来年度（平成 31 年度）からの「各教科の指導法」にかかる科目

- 「社会科・地理歴史科教育法○」
→社会科の一部（地理歴史）と地理歴史科の一種免許状それぞれについて有効
- 「社会科・公民科教育法○」
→社会科の一部（公民）と公民科の一種免許状それぞれについて有効

※社会科の一種免許状取得のためには、「社会科・地理歴史科教育法○」と「社会科・公民科教育法○」両方の単位修得が必要となります。

新法における「各教科の指導法」の必要単位数等については、[平成 30 年 6 月 1 日付 教育運営委員会 教職課程・学芸員等部会「教育職員免許法及び同施行規則改正に伴う教職課程履修に関する注意について」（重要なお知らせ）](#)をご参照ください。

なお、上記の内容については文部科学省に認定を申請している段階であり、審査結果は平成 31 年 2 月頃に出る予定です。

平成 30 年 6 月 13 日
教育学部
学生支援チーム（教職担当）